4. 組織規程

第1章 総則

第1条(目的)

この規程は、任意団体 能登復興建築人会議(以下「当団体」という)の組織構成および職務分掌を定め、団体運営の効率性と責任の明確化を図ることを目的とする。

第2章 組織構成

第2条(組織の構成)

当団体の組織は次のとおりとする

- 1.総会
- 2.役員会
- 3.事務局

第3条(役職)

当団体に次の役職を置く

- 1.会長
- 2.副会長
- 3.専務
- 4.事務局長

第3章 職務と責任

第4条(会長)

- 1.会長は、当団体を代表し、団体の会務を総括する。
- 2.会長は、総会および役員会の議長を務める。

第5条(副会長)

- 1.副会長は、会長を補佐し、必要に応じて会長を代行する。
- 2.副会長は、会長不在時にその職務を遂行する。

第6条(専務)

- 1.専務は、組織全体の運営と管理を統括する。
- 2.専務は、事務局長を補佐し、事務手続および管理を指導する。

第7条(事務局長)

- 1.事務局長は、日常の事務運営、連絡調整および財務管理を担当する。
- 2.事務局長は、役員会および総会の運営に必要な支援を行う。

第4章 事務局

第8条(事務局の構成)

事務局は、以下の業務を遂行する:

- 1.総会および役員会の運営補助
- 2.財務および会計業務
- 3.会員の管理および連絡業務

第9条(事務局員)

- 1.事務局には必要に応じてスタッフを置くことができる。
- 2.事務局員の任命および解任は、事務局長の提案に基づき役員会が決定する。

第5章 組織運営

第10条(意思決定)

- 1. 当団体の重要事項は、役員会および総会での決議を経て決定する。
- 2.日常業務に関する事項は、事務局長が承認する。

第11条(承認手続)

各役職は、自己の権限範囲内で業務を遂行し、必要に応じて上位の役職者または役員会の承認を得る。

第6章 規程の改廃

第12条(改廃手続)

本規程の改廃は、役員会の承認を経て行う。